

「登録事業者・サービス内容の承認に関する基準」

1 目的

阿波っ子応援券事業について、登録事業者として新たに承認する場合又は提供するサービスメニューを新たに加える場合の承認に関する基準を定める。

2 登録事業者・サービス内容の承認に関する基準

(1) 登録事業者の承認に関する基準

登録事業者として承認するときの基準を次のとおり定める。

①登録できる事業者は、市内でサービスを提供する事業者とする。
②応援券の提供サービスとするにふさわしく、未来ある子どもの健やかな成長のためのサービス、また、精神的、経済的に不安定な子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子育てを楽しむ余裕や子どもと向き合える環境づくりを支援するサービスという事業の理念を理解した事業者であること。
③代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれること。
④同一事業者で複数店舗がある場合は、店舗ごとに申請すること。
⑤個人情報の保護について十分配慮していること。
⑥関係法令等を遵守し、法令等により定められた許可、認可、免許等を得、届出を行うこと。

なお、市は、事業者の実施するサービスや活動がこの基準及び応援券の目的に反する場合は、事業者の登録を取り消すことができる。

(2) サービス内容の承認に関する基準

サービスを登録するときの基準を次のとおり定める。

①提供するサービスや販売物等の内容が応援券の目的に合致しているサービスであること。
②特定の個人や団体を対象とせず、子育て世帯の誰でも利用可能なサービスであること。
③サービスの対価として設定される利用料が、1時間、1個、1回又は1日などの単位ごとに設定され、合理的な価格設定であること。
④子どもの成長や子育て家庭への支援の視点に適ったサービス提供であること。
⑤その他この基準にないサービスについては、個々の事例によって判断する。

なお、市は、実施する事業又は実施した事業の内容が、この基準及び応援券の目的に反する場合は、サービスの登録を取り消すことができる。